

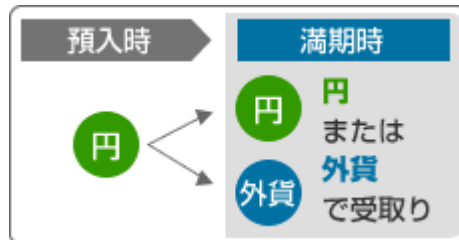
仕組預金 二重通貨定期預金 特約設定レート後決めタイプ＜愛称：パワード定期＞(円投資型)

契約締結前交付書面

(この書面は、法令等に基づく契約締結前交付書面です。)

この書面をよくお読みください。

＜期間限定 ボーナス金利付(預入期間1年もののみが対象となります。)>



この預金の特性

『二重通貨定期預金』

- この預金は、円貨で預け入れを行う二重通貨定期預金です。
お預け入れに際してお客さまにご負担いただく手数料は特にございません。ただし、満期日前にこの預金を解約のうえこの預金の預入元金を引き出される場合には、中途解約に伴う損害金をお客さまにご負担いただきます。
- 二重通貨定期預金とは、定期預金に「通貨オプション」が組み込まれた預金であり、この「通貨オプション」により、あらかじめ定められた一定の条件が満たされた場合には、この預金の元金および利息(税引後)は、「特約設定レート」で相対通貨(外貨)に交換のうえ、支払われます。

『満期時の通貨』

- この預金の元金および利息(税引後)を預入通貨(円貨)で支払うか、または相対通貨(外貨)で支払うかは、「特約設定レート」と「特約判定日」の東京時間午後3時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートをもとに、当行がこれを判定します。
- お客さまは、この預金に組み込まれた「通貨オプション」により、満期時に支払われた元金および利息(税引後)を、お客さまにとって不利な為替レートで相対通貨(外貨)に交換のうえ、受け取るリスクを負うことになりますが、その代わりに、同時期に当行のパワーフレックス円定期預金に同一期間預け入れた場合の利息を上回る可能性を期待できます。
- 相対通貨は、米ドル、ユーロ、豪ドル、ニュージーランド・ドルまたは南アフリカ・ランドの中からお選びいただきます。

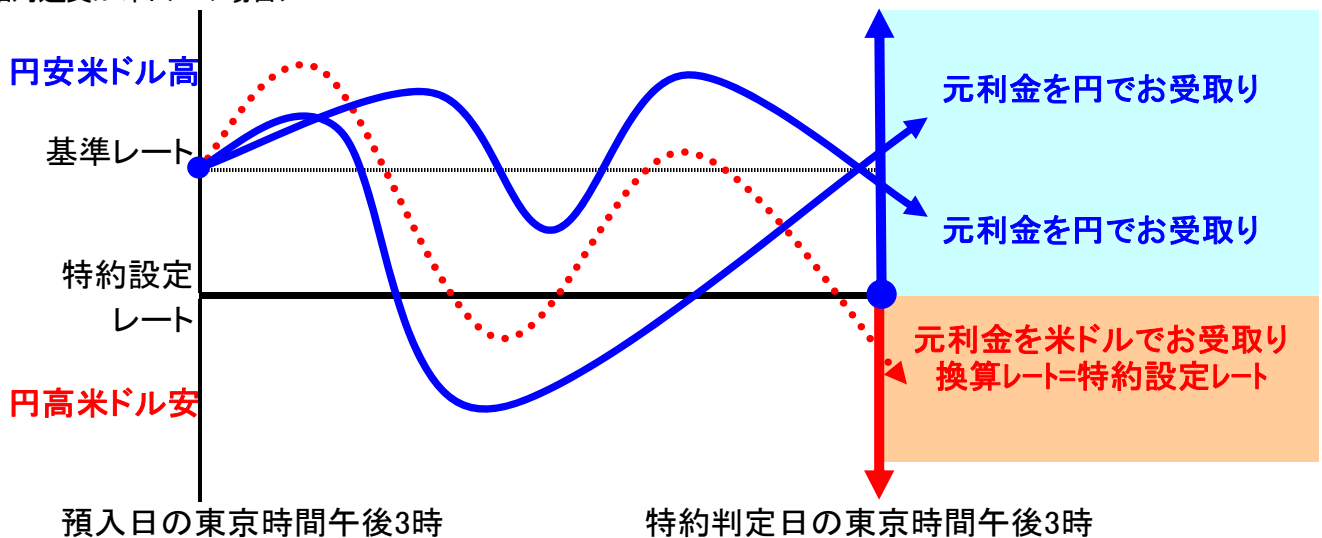
『ボーナス金利』

- この預金では、お客さまが当行所定の取扱期間・取扱時間内にこの預金の預入期間1年ものへのお申し込みをされた場合に限り、ボーナス金利が付与されます(当行所定のボーナス金利支払日前にこの預金の中途解約をされた場合には、ボーナス金利は付与されません。)
- ボーナス金利は、当行所定のボーナス金利支払日に円貨で支払われます。

商品イメージ図

このイメージ図は、一般的な商品概要の説明を目的として作成したもので、あくまで参考例です。
利回りを保証するものではありません。実際のお取引の際には、必ずお預入条件をご確認ください。

< 相対通貨が米ドルの場合 >



- 「基準レート」は、預入日の東京時間午後 3 時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートをもとに当行が定めます。
- 特約判定日の東京時間午後 3 時における預入通貨と相対通貨の実勢為替レートが、特約設定レートと同値あるいはより円安と当行が判断した場合、この預金の元利金(税引後)の受取通貨は円となり、特約設定レートより円高と当行が判断した場合、この預金の元利金(税引後)の受取通貨は相対通貨となり、特約設定レートで相対通貨に交換されます。

この預金の注意点

『為替リスク』

- 二重通貨定期預金には為替変動リスクがあります。預入時において、この預金の元金および利息(税引後)が満期時に円貨で支払われるか、または相対通貨(外貨)で支払われるかは確定していません。満期時において、この預金の元金および利息(税引後)が円貨のまま支払われる場合には、元本割れは生じませんが、この預金の元金および利息(税引後)が相対通貨(外貨)にて支払われる場合には、お客さまにとって不利な為替レートでこの預金の元金および利息(税引後)が相対通貨(外貨)に交換されるリスクがあります。
- 満期時において、この預金の元金および利息(税引後)が相対通貨(外貨)に交換のうえ支払われることとなった場合には、為替差損が生じ、元本割れが生じるリスクがあります。

『中途解約リスク等』

- この預金は、原則として中途解約できません。ただし、当行がやむを得ないものと認めて満期前にこの預金を解約することに応じる場合には、中途解約に伴う損害金をお客さまにご負担いただきます。お客さまにご負担いただく中途解約に伴う損害金の額は、中途解約時の市場実勢に応じて変動しますので、預入時点では確定していません。また、中途解約時の市場実勢によっては、この預金は、大きく元本割れする可能性があります。詳しくは、後記「中途解約について」をご参照ください。
- 当行所定の取扱期間・取扱時間内にこの預金へのお申し込みをされなかった場合、預入期間1年もの以外の預入期間を選択された場合、またはボーナス金利支払日前にこの預金を中途解約された場合には、ボーナス金利は付与されませんので、ご注意ください。

『余裕資金のお願い』

- 必ず、余裕資金でお預け入れください。仮に、預入時以降にまとまった資金が必要となった場合でも、この預金にお預け入れの資金を充当する必要がない程度の十分な流動性が確保されていることをご確認のうえ、お申し込みください。

『外貨現金の取扱いについて』

- 満期時にこの預金の元金および利息(税引後)が相対通貨(外貨)にて支払われた場合でも、これらを外貨現金にて引き出すことはできません。

手数料について

- 満期時に相対通貨(外貨)にて支払われたこの預金の元金および利息(税引後)を円貨に交換する場合には、為替手数料を含む当行所定の買取為替レート(TTB レート)が適用されます。このため、為替変動がなかった場合でも元本割れとなるリスクがあります。
- お客さまは、満期時に相対通貨(外貨)にて支払われたこの預金の元金および利息(税引後)を他の外貨に交換することができます(ただし、当行所定の外貨間取引対象通貨間の交換に限ります。)。この場合、為替手数料を含む当行所定の為替レートが適用されます。このため、為替変動がなかった場合でも元本割れとなるリスクがあります。
- 為替手数料の料率は通貨の組み合わせにより異なります。詳しくは、後記「外貨預金に関わる手数料等について」をご参照ください。

為替相場の変動による元本割れリスクについて

- 満期時において、この預金の元金および利息(税引後)が預入通貨(円貨)にて支払われる場合には、元本割れは生じませんが、この預金の元金および利息(税引後)が相対通貨(外貨)にて支払われる場合には、お客さまにとって不利な為替レートでこの預金の元金および利息(税引後)が相対通貨(外貨)に交換されるリスクがあります。満期時において、この預金の元金および利息(税引後)が相対通貨(外貨)で支払われることとなった場合には、払戻元金を払戻時の為替レートにより円換算すると、為替差損が生じ、円換算後の払戻額が預入時払込円貨額を下回り、円貨ベースで元本割れが生じるリスクがあります。

満期時受取通貨の判定方法等について

- 満期時受取通貨の判定時における預入通貨(円貨)と相対通貨(外貨)との間の実勢為替レートが「特約設定レート」よりも円高であると当行が判断した場合、満期時にお客さまに支払われる元金および利息(税引後)の通貨は相対通貨(外貨)となります。一方、満期時受取通貨の判定時における預入通貨(円貨)と相対通貨(外貨)との間の実勢為替レートが「特約設定レート」と同値あるいはそれよりも円安であると当行が判断した場合には、満期時にお客さまに支払われる元金および利息(税引後)の通貨は預入通貨(円貨)となります。
- 「特約設定レート」の決定は、預入後に行われます。この預金にお申込み後に、預入通貨(円貨)と相対通貨(外貨)との間の実勢為替レートが急激に変動した場合には、お客さまにとって不利な「特約設定レート」が設定される可能性があります。
- 満期時受取通貨が預入通貨(円貨)となった場合には、この預金の元金および利息(税引後)は、満期時に円貨のまま支払われます。この場合、お客さまは、満期時に支払われる元金および利息(税引後)が「特約設定レート」により相対通貨(外貨)に交換されることによる為替差益を期待することはできません。
- 満期時受取通貨が相対通貨(外貨)となった場合には、この預金の元金および利息(税引後)は、「特約設定レート」にて相対通貨に交換のうえ、支払われます。この場合、お客さまは、実勢為替レートより不利な為替レートで相対通貨(外貨)を取得することになるため、お客さまが相対通貨(外貨)にて受取った元金および利息(税引後)を円貨に交換した場合には、為替差損が発生するリスクがあります。

中途解約について

この預金の中途解約について

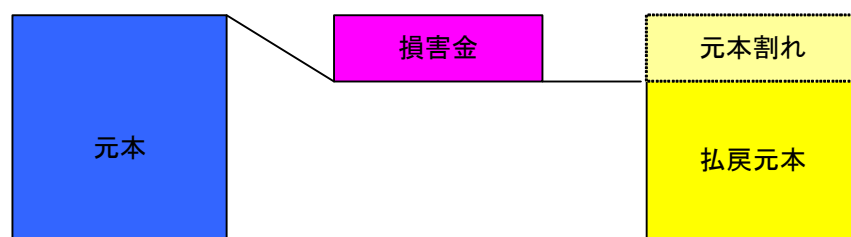
- この預金は、原則として中途解約できません。
- 当行は、この預金をお申し込みいただいたお客さまの資金を、一定期間、金融市場にて運用します。万一、一部のお客さまから中途解約のご依頼があり、当行がやむを得ないものと認めてこの預金の中途解約に応じる場合には、中途解約日から満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達(再構築)しなければなりません。中途解約日から満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達する際には、中途解約時点での市場価格で計算された費用(以下「再構築額」といいます。)が発生しますので、この預金を中途解約される場合には、お客さまにこの再構築額をご負担いただくことになります。また、中途解約日から満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達する際には、再構築額に加えて、再構築取引に伴う費用(以下、再構築額とあわせて「損害金」といいます。)も発生することがあります。この場合、かかる費用についても、中途解約をされるお客さまにご負担いただくことになります。

中途解約時にお客さまにご負担いただく損害金の額について

- この預金の中途解約をされるお客さまにご負担いただく再構築額は、中途解約時における市場実勢により計算されますので、この預金のお申し込み時点において、確定的な再構築額をお客さまに提示することはできません。
- 再構築額の計算は、中途解約時における「預入通貨と相対通貨との間の為替レート」、「為替の変動性」、「中途解約日から満期日までの期間(残存期間)に対応する預入通貨および相対通貨の市場金利」、「この預金の適用条件」、「当行の資金調達環境」などを要素として、主に「中途解約時の通貨オプションの価値」を評価することにより行われます。
- 再構築額は、当行が合理的と認める基準値を採用し、当行所定の計算方法により算出されますが、一般的に、中途解約時における実勢為替レートが預入通貨高になればなるほど、また、お預け入れからの経過期間が短いほど、お客さまにご負担いただく再構築額は高くなる傾向にあります。また、中途解約時の通貨オプションの価値は、預入通貨と相対通貨との間の為替レートが、預入通貨高(円でお預け入れの場合は円高)になればなるほど、また、為替の変動性が高くなればなるほど高くなりますので、お客さまにご負担いただく再構築額は高くなります。
- ご参考ですが、基準日現在における市場実勢によると、この預金への預け入れ直後にこの預金の中途解約をされた場合であっても、元本の 5～10%程度の損害金をお客さまにご負担いただくことになると見込まれます(預入期間により異なりますが、一般的に預入期間が長いものほど、お客さまにご負担いただく損害金は高くなります。)。この預金を中途解約されるお客さまにご負担いただく損害金は、中途解約時の市場実勢に応じて変動しますので、中途解約時における実際の金融情勢によっては、上記以上の水準になる可能性もあります。

損害金イメージ図

このイメージ図は、損害金の考え方を一般的に説明する目的で作成されたものであり、イメージ図中の各項目の大きさが、実際の金額を正しく表現しているとは限りません。



[取扱銀行] 株式会社新生銀行
東京都千代田区内幸町2-1-8

[商品説明] 下記の事項をよくお読み頂き、十分ご理解のうえで、お申し込みください。

1. 商品名	仕組預金二重通貨定期預金特約設定レート後決めタイプ<愛称: パワード定期>〔円投資型〕						
2. 商品の概要	・円貨で預け入れを行う二重通貨定期預金です。 ・二重通貨定期預金とは、「通貨オプション」が組み込まれた定期預金であり、この「通貨オプション」により、あらかじめ定められた一定の条件が満たされた場合、この預金の元金および利息(税引後)は相対通貨(外貨)に交換のうえ、支払われます。 ・お客さまは、この預金に組み込まれた「通貨オプション」により、満期時に支払われた元金および利息(税引後)をお客さまにとって不利な為替レートで相対通貨(外貨)に交換のうえ、受け取るリスクを負うこととなりますが、その代わりに、同時期に当行のパワーフレックス円定期預金に同一期間預け入れた場合の利息を上回る可能性を期待できます。 ・この預金では、下記 13. (1) で定める当行所定の取扱期間・取扱時間内にこの預金の預入期間1年ものへの申し込みをされた場合に限り、ボーナス金利が付与されます(当行所定のボーナス金利支払日前にこの預金の中途解約をされた場合には、ボーナス金利は付与されません。) ・ボーナス金利は、当行所定のボーナス金利支払日に円貨で支払われます。						
3. 販売対象	パワーフレックス口座をお持ちの個人のお客さま						
4. 取扱時間	店頭または新生パワーコール(テレフォンバンキング)では、当行の営業日の午後1時30分までのお申込は当日扱い、午後1時30分以降のお申込は翌営業日扱いのお預け入れとなります。 新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)では、当行の営業日の午後2時までのお申込は当日扱い、午後2時以降のお申込は翌営業日扱いのお預け入れとなります。 なお、この預金へのお申込みが翌営業日扱いとなる場合、当該翌営業日までの間、預入資金に利息はいっさい付利されませんのでご注意ください。						
5. 預入通貨	円						
6. 預入期間	1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月または1年の中から選びいただけます。自動継続のお取り扱いはありません。 なお、満期日は、原則として預入期間(月)に応じた、預入日の応当日とします。応当日が当行の休業日の場合または海外の関連外国為替市場が閉鎖されている日の場合は、その翌営業日を満期日とします。また、預入日の応当日が存在しない場合には、預入期間(月)に応じた、預入日の属する月の応当月の末日の翌営業日を満期日とします。 預入期間1年以外の期間を選択された場合、ボーナス金利付与の対象外となりますので、ご注意ください。						
7. 預入方法	一括預入。ただし、お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金からの振替入金に限ります。						
8. 最低預入金額・預入単位	<table><tr><td>店頭による預入の場合</td><td>: 100万円以上、1円単位</td></tr><tr><td>新生パワーコール(テレフォンバンキング)による預入の場合</td><td>: 100万円以上、1円単位</td></tr><tr><td>新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)による預入の場合</td><td>: 30万円以上、1円単位</td></tr></table>	店頭による預入の場合	: 100万円以上、1円単位	新生パワーコール(テレフォンバンキング)による預入の場合	: 100万円以上、1円単位	新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)による預入の場合	: 30万円以上、1円単位
店頭による預入の場合	: 100万円以上、1円単位						
新生パワーコール(テレフォンバンキング)による預入の場合	: 100万円以上、1円単位						
新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)による預入の場合	: 30万円以上、1円単位						
9. 適用利率	預入時の約定利率を満期日まで適用します。 具体的な利率については、店頭または新生パワーコールなどにてお問い合わせください。						
10. 利息支払方法	満期日以降に一括して支払います。 下記16の特約判定により満期時受取通貨が預入通貨(円)となった場合、利息(税引後)は元金とともに、お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金へ入金することにより支払います。一方、満期時受取通貨が相対通貨(外貨)となった場合は、利息(税引後)は元金とともに特約設定レートにて相対通貨に交換のうえ、お客さまのパワーフレックス口座の相対通貨普通預金へ入金することにより支払います。						
11. 利息の計算方法	預入日から満期日の前日までの日数につき、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。端数は切り捨てます。下記16の特約判定により満期時受取通貨が相対通貨(外貨)となった場合でも、利息は上記計算方法により一旦円貨で算出したうえで、税引後の利息金額を特約設定レートにて相対通貨に交換するものとします。						
12. 満期日以降の利息	満期日以降にお客さまのパワーフレックス口座の満期時受取通貨普通預金へ入金されたこの預金の払戻金にかかる利息は、当該通貨の普通預金利率を適用することにより計算されます。利払頻度、計算方法などについては、満期時受取通貨に応じて、パワーフレックス口座の円普通預金の商品説明書または外貨普通預金の契約締結前交付書面(兼外貨預金等書面)をご参照いただくか、または店頭もしくは新生パワーコールなどにてお問い合わせください。						
13. ボーナス金利	この預金については、下記(1)記載の条件を満たした場合に限り、上記9.「適用利率」、上記10.「利息支払方法」および上記11.「利息の計算方法」により定められた利息に加えて、次の利率、支払方法および計算方法により別途「ボーナス金利」が支払われます。ただし、下記(3)記載の「ボーナス金利適用期間」以外の預入期間についてボーナス金利はいっさい支払われませんので、ご注意ください。 (1) ボーナス金利付与条件 : 次の取扱時間内にこの預金の預入期間1年ものへの申し込みをされ、かつ当行からお客さまに対して別途交付する取引確認書に記載された「ボーナス金利支払日」前にお客さまがこの預金を中途解約しないこと。						

	店頭または新生パワーコール(テレフォンバンキング)による預入の場合	平成20年10月1日の東京時間午後2時から 平成21年2月5日の東京時間午後1時30分まで
	新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)による預入の場合	平成20年10月1日の東京時間午後2時から 平成21年2月5日の東京時間午後2時まで
	(2)適用利率 : 年3.00%(税引前) (3)ボーナス金利適用期間 : 預入日から1ヵ月後の応当日の前日までの1ヵ月間。 (4)ボーナス金利の計算方法: ボーナス金利適用期間のみにつき、付利単位を1円とし、1年を12ヵ月とする月割計算により算出します。端数は切り捨てます。 (5)ボーナス金利の支払方法: 「ボーナス金利適用期間」以降の当行所定の日を「ボーナス金利支払日」とし、「ボーナス金利支払日」以降にお客さまのパワーフレックス口座の円普通預金へ入金することにより支払います。具体的な「ボーナス金利支払日」については、お客さまに別途交付する取引確認書にてご確認ください。	
14. 相対通貨	米ドル、ユーロ、豪ドル、ニュージーランド・ドルまたは南アフリカ・ランドの中からお選びいただきます。	
15. 特約設定レート	・満期時受取通貨を決定する基準となる預入通貨と相対通貨間の為替レートであり、かつ下記16の特約判定によりお客さまが満期時に元金および利息(税引後)を相対通貨で受け取られることとなった場合に適用される、預入通貨から相対通貨への換算レートです。預入日の東京時間午後3時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートをもとに当行が定める「基準レート」に当行所定の一定の幅を加えた形で決定されるものとし、お客さまにはお申込時において、この一定の幅のみを当行所定の選択肢の中からお選びいただきます。具体的なレートについては、店頭または新生パワーコールなどにてお問い合わせください。 ・「特約設定レート」の決定は、預入後に行われます。お申込み後に、預入通貨(円貨)と相対通貨(外貨)との間の実勢為替レートが急激に変動した場合には、お客さまにとって不利な「特約設定レート」が設定される可能性があります。	
16. 特約判定 (満期時受取元利金の通貨の決定)	原則としてこの預金の満期日の2営業日前の東京時間午後3時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートをもとに当行が、お客さまの満期時受取元利金の通貨を預入通貨または相対通貨のいずれにするかにつき判定します。この判定時の実勢為替レートが特約設定レートよりも円高であると当行が判断した場合には、満期時受取通貨は相対通貨となります。一方、この判定時の実勢為替レートが特約設定レートと同値あるいはそれよりも円安であると当行が判断した場合には、満期時受取通貨は預入通貨となります。	
17. 元金の払戻方法	満期日以降に一括して払い戻します。 特約判定により満期時受取通貨が預入通貨(円貨)となった場合、元金は、お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金へ入金することにより支払います。一方、満期時受取通貨が相対通貨(外貨)となった場合は、元金は特約設定レートにて相対通貨に交換のうえ、お客さまのパワーフレックス口座の相対通貨普通預金へ入金することにより支払います。	
18. 外国為替予約	外国為替予約のお取り扱いはできません。	
19. 為替変動についてのご注意	・満期時受取通貨が円貨となった場合には、元本割れは生じませんが、満期時受取通貨が相対通貨(外貨)となった場合には、実勢為替レートよりもお客さまにとって不利な為替レート(「特約設定レート」)で、この預金の元金および利息(税引後)が相対通貨(外貨)に交換されるリスクがあります。 ・満期時受取通貨が相対通貨(外貨)となった場合には、払戻元金を払戻時の為替レートにより円換算すると、為替差損が生じ、円換算後の払戻額が預入時払込円貨額を下回り、円貨ベースで元本割れが生じるリスクがあります。	
20. 中途解約の取扱い	・この預金を中途解約することは原則としてできません。 ・当行がやむを得ないものと認め満期日前解約に応じる場合、元本金額から、満期前解約に伴い発生する解約日から満期日までのこの預金の再構築額およびそれに伴う費用を当行所定の計算により算出した金額を差し引いた残額を、お客さまのパワーフレックス口座の預入通貨普通預金へ入金します。この場合、元本割れが生じる可能性が高いです。 ・この預金の中途解約のお取り扱いについての詳細は、上記「中途解約について」をご参照ください。	
21. 為替手数料および適用相場(為替レート)	・満期時受取通貨が外貨となり、これを円貨に交換する場合は、為替手数料を含む当行所定の買取為替レート(TTBレート)が適用されます。このため為替変動がなかった場合でも元本割れとなるリスクがあります。 ・満期時受取通貨が外貨となり、これを他の外貨に交換する場合(ただし、当行所定の外貨間取引対象通貨間の交換に限ります。)、為替手数料を含む当行所定の為替レートが適用されます。このため、為替変動がなかった場合でも元本割れとなるリスクがあります。 ・為替手数料の料率は通貨の組み合わせにより異なります。詳しくは、後記「外貨預金に関わる手数料等について」をご参照ください。また、店頭もしくは新生パワーコールなどでもお問い合わせいただけます。	
22. その他手数料	引き出し方法によっては、別途手数料がかかることがあります。詳しくは、後記「外貨預金に関わる手数料等について」をご参照ください。また、店頭もしくは新生パワーコールなどでもお問い合わせいただけます。	

23. 税金の概要	利息(ボーナス金利を含む。): 源泉分離課税(国税15%、地方税5%)として課税されます。 為替差益: 雑所得として確定申告による総合課税の対象となります。 為替差損: 黒字の雑所得から控除することができます。 マル優: お取り扱いはできません。 詳しくは、お客さまご自身で公認会計士や税理士にご相談ください。
24. 預金保険	預金保険の保護対象です。この預金は「決済用預金」ではありませんので、お客さまが当行にお預け入れの他の定額保護預金と合算して、元本1,000万円までとその利息のみが保護されます。ただし、満期時受取通貨が相対通貨(外貨)となり、元金および利息が相対通貨に交換のうえ相対通貨普通預金に入金された場合には、預金保険の対象外となります。
25. 当座貸越サービス	パワーフレックス口座の当座貸越サービスの対象ではありません。
26. 付加できる特約事項	ございません。
27. 認定投資者保護団体	この商品にかかる認定投資者保護団体は、全国銀行協会です。
28. その他参考となる事項	・満期時受取通貨が相対通貨(外貨)となった場合には、この預金の元金および利息(税引後)は、お客さまのパワーフレックス口座の相対通貨(外貨)普通預金に入金することにより支払われますが、外貨預金の引き出し方法には制限がございます。詳しくは、後記「外貨預金に関わる手数料等について」をご参照ください。 ・相続や差押えなどにより、この預金が第三者に承継された場合でも、満期日前にこの預金が解約される場合には、上記 20 に準じて処理されます。この場合、この預金を承継された方に、満期前解約に伴い発生する解約日から満期日までのこの預金の再構築額およびそれに伴う費用をご負担いただくこととなりますので、元本金額から、満期前解約に伴い発生する解約日から満期日までのこの預金の再構築額およびそれに伴う費用を当行所定の計算により算出した金額を差し引いた残額が払い戻されることとなります。 ・必ず、余裕資金でお預け入れください。仮に、預入時以降にまとまった資金が必要となった場合でも、この預金にお預け入れの資金を充当する必要がある程度の十分な流動性が確保されていることをご確認のうえ、お申し込みください。
29. その他注意事項	新生お取引レポートには、単に「パワード定期」と表示され、ボーナス金利は表示されません。ボーナス金利その他預入条件については、当行からお客さまに対して別途交付する取引確認書にてご確認ください。
30. お問い合わせ先	店頭または下記までお問い合わせください。 新生パワーコール ☎0120-456-860

外貨預金に関わる手数料等について

(1) 相対通貨(外貨)で支払われたこの預金の元金または利息(払戻金)のお引き出し方法および手数料等

お引き出し方法	手数料等
円現金でのお引き出し 円普通預金へのお振替	- この預金の払戻金を外貨普通預金に入金したうえでのお取り扱いとなります。 - 外貨を円貨に交換する際には、為替手数料を含む当行所定の買取為替レート(TTBレート)が適用されます。 - 買取為替レート(TTBレート)には、為替手数料が含まれています。買取為替レート(TTBレート)に含まれた具体的な為替手数料の金額については、下記をご参照ください。
外貨現金または外貨トラベラーズチェックでのお引き出し	お取り扱いできません。
送金小切手でのお引き出し	この預金の払戻金を外貨普通預金に入金したうえでのお取り扱いとなります。この場合、発行手数料 4,000 円がかかります。
お客さまのパワーフレックス口座の相対通貨以外の通貨の外貨預金へのお振替	- この預金の払戻金を外貨普通預金に入金したうえでのお取り扱いとなります。 - 当行所定の外貨間取引対象通貨間のお振替に限ります。 - 外貨を他の外貨に交換する際には、為替手数料を含む

	当行所定の為替レートが適用されます。為替レートに含まれた具体的な為替手数料の金額については、下記をご参照ください。
お客さまのパワーフレックス口座の相対通貨と同通貨の外貨預金へのお振替	手数料はかかりません。
お客さまのパワーフレックス口座の相対通貨と同通貨建ての投資信託購入代金へのお振替	- この預金の払戻金を外貨普通預金に入金したうえでの取り扱いとなります。 - 手数料はかかりません(なお、投資信託の設定にかかる手数料は別途必要となります。)
外貨でのご送金に使用 ① 海外の金融機関向けのご送金 ② 国内の金融機関向けのご送金	この預金の払戻金を外貨普通預金に入金したうえでの取り扱いとなります。この場合の手数料は、次のとおりです。 ① 送金手数料: 4,000円 ② 送金手数料: 4,000円

(2) 為替手数料

●「円貨から外貨」および「外貨から円貨」への交換の場合

通貨	為替手数料 (1 基本通貨あたり・片道)
米ドル	1 円
ユーロ	1 円
豪ドル	1 円
ニュージーランド・ドル	1 円
南アフリカ・ランド	50 銭

●外貨間取引対象通貨から他の外貨間取引対象通貨に交換する場合

通貨組合せ		為替手数料	
ユーロ	英ポンド	1 ユーロにつき	0.01 英ポンド
ユーロ	豪ドル	1 ユーロにつき	0.02 豪ドル
ユーロ	ニュージーランド・ドル	1 ユーロにつき	0.02 ニュージーランド・ドル
ユーロ	米ドル	1 ユーロにつき	0.01 米ドル
ユーロ	カナダドル	1 ユーロにつき	0.02 カナダドル
英ポンド	豪ドル	1 英ポンドにつき	0.02 豪ドル
英ポンド	ニュージーランド・ドル	1 英ポンドにつき	0.02 ニュージーランド・ドル
英ポンド	米ドル	1 英ポンドにつき	0.02 米ドル
英ポンド	カナダドル	1 英ポンドにつき	0.02 カナダドル
豪ドル	ニュージーランド・ドル	1 豪ドルにつき	0.01 ニュージーランド・ドル
豪ドル	米ドル	1 豪ドルにつき	0.01 米ドル
豪ドル	カナダドル	1 豪ドルにつき	0.01 カナダドル
ニュージーランド・ドル	米ドル	1 ニュージーランド・ドルにつき	0.01 米ドル
ニュージーランド・ドル	カナダドル	1 ニュージーランド・ドルにつき	0.01 カナダドル
米ドル	カナダドル	1 米ドルにつき	0.01 カナダドル

※ 外国為替相場の急激な変動などの場合には、上表とは異なる為替手数料が適用される場合があります。

※ 為替手数料は、将来変更される可能性があります。

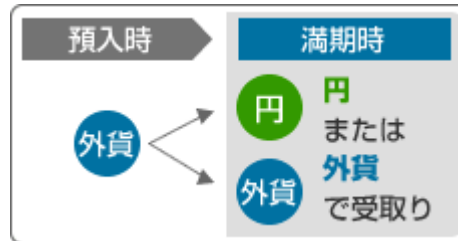
※ 上記手数料には消費税等はかかりません。

仕組預金 二重通貨定期預金 特約設定レート後決めタイプ＜愛称：パワード定期＞(外貨投資型-円タイプ)

契約締結前交付書面

(この書面は、法令等に基づく契約締結前交付書面です。)

この書面をよくお読みください。



この預金の特性

『二重通貨預金』

- この預金は、外貨で預け入れを行う二重通貨定期預金です。
- 二重通貨定期預金とは、定期預金に「通貨オプション」が組み込まれた預金であり、この「通貨オプション」により、あらかじめ定められた一定の条件が満たされた場合には、この預金の元金および利息(税引後)は、「特約設定レート」で相対通貨(円貨)に交換のうえ、支払われます。

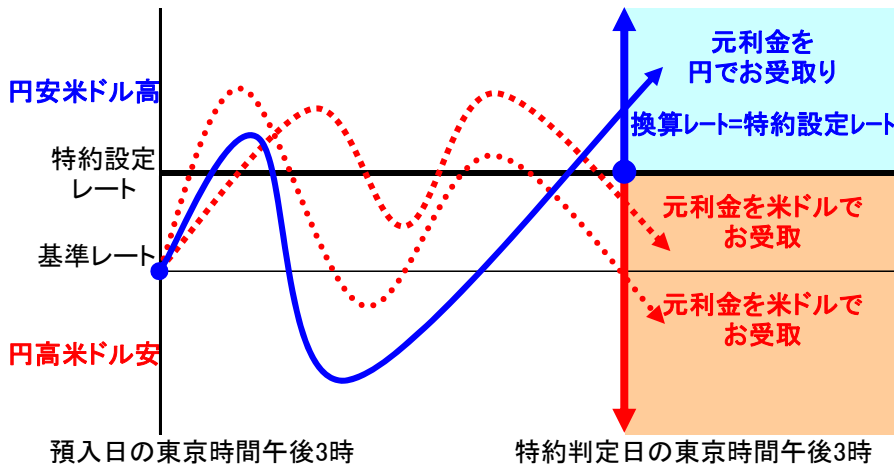
『満期時の通貨』

- この預金の元金および利息(税引後)を預入通貨(外貨)で支払うか、または相対通貨(円貨)で支払うかは、「特約設定レート」と「特約判定日」の東京時間午後3時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートをもとに、当行がこれを判定します。
- お客さまは、この預金に組み込まれた「通貨オプション」により、満期時に支払われた元金および利息(税引後)を、お客さまにとって不利な為替レートで相対通貨(円貨)に交換のうえ、受け取るリスクを負うこととなりますが、その代わりに、同時期に当行のパワーフレックスの預入通貨(外貨)定期預金に同一期間預け入れた場合の利息を上回る可能性を期待できます。
- 預入通貨は、米ドル、ユーロ、豪ドルまたはニュージーランド・ドルの中からお選びいただけます。

商品イメージ図

このイメージ図は、一般的な商品概要の説明を目的として作成したもので、あくまで参考例です。
利回りを保証するものではありません。実際のお取引の際には、必ずお預入条件をご確認ください。

<預入通貨が米ドルの場合>



- 基準レートは、預入日の東京時間午後 3 時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートをもとに当行が定めます。
- 特約判定日の東京時間午後 3 時における預入通貨と相対通貨の実勢為替レートが、特約設定レートより円高と当行が判断した場合、本預金の元利金(税引後)の受取通貨は預入通貨となり、特約設定レートと同値あるいはより円安と当行が判断した場合、本預金の元利金(税引後)の受取通貨は円となり、特約設定レートで円に交換されます。

この預金の注意点

『為替リスク』

- 二重通貨定期預金には為替変動リスクがあります。預入時において、この預金の元金および利息(税引後)が満期時に預入通貨(外貨)で支払われるか、または相対通貨(円貨)で支払われるかは確定していません。満期時において、この預金の元金および利息(税引後)が預入通貨(外貨)のまま支払われる場合には、預入通貨ベースで元本割れは生じませんが、この預金の元金および利息(税引後)が相対通貨(円貨)にて支払われる場合には、お客さまにとって不利な為替レートでこの預金の元金および利息(税引後)が相対通貨(円貨)に交換されるリスクがあります。この預金への預け入れを、円貨を預入通貨に交換することにより行った場合、為替相場の動向によっては、円貨ベースで元本割れが生じるリスクがあります。

『中途解約リスク』

- この預金は、原則として中途解約できません。ただし、当行がやむを得ないものと認めて満期前にこの預金を解約することに応じる場合には、中途解約に伴う損害金をお客さまにご負担いただきます。お客さまにご負担いただく中途解約に伴う損害金の額は、中途解約時の市場実勢に応じて変動しますので、預入時点では確定していません。また、中途解約時の市場実勢によっては、この預金は、大きく元本割れする可能性があります。詳しくは、後記「中途解約について」をご参照ください。

『余裕資金のお願い』

- 必ず、余裕資金でお預け入れください。仮に、預入時以降にまとまった資金が必要となった場合でも、この預金にお預け入れの資金を充当する必要がない程度の十分な流動性が確保されていることをご確認のうえ、お申し込みください。

『外貨現金の取扱いについて』

外貨現金によるお預け入れ・お引き出しはできません。

手数料について

- 円貨から預け入れの場合は、預入元金が為替手数料を含む当行所定の売渡為替レート(TTS レート)で外貨に交換されます。また、満期時に預入通貨(外貨)にて支払われたこの預金の元金および利息(税引後)を円貨に交換する場合には、為替手数料を含む当行所定の買取為替レート(TTB レート)が適用されます。このため、為替変動がなかった場合でも元本割れとなるリスクがあります。
- お客さまは、満期時に預入通貨(外貨)にて支払われたこの預金の元金および利息(税引後)を他の外貨に交換することができます(ただし、当行所定の外貨間取引対象通貨間の交換に限ります。)。この場合、為替手数料を含む当行所定の為替レートが適用されます。このため、為替変動がなかった場合でも元本割れとなるリスクがあります。
- 為替手数料の料率は通貨の組み合わせにより異なります。詳しくは、後記「外貨預金に関わる手数料等について」をご参照ください。

為替相場の変動による元本割れリスクについて

- 満期時において、この預金の元金および利息(税引後)が預入通貨にて支払われる場合には、預入通貨ベースで元本割れは生じませんが、この預金の元金および利息(税引後)が相対通貨(円貨)にて支払われる場合には、お客さまにとって不利な為替レートでこの預金の元金および利息(税引後)が相対通貨(円貨)に交換されるリスクがあります。
- 満期時において、この預金の元金および利息(税引後)が相対通貨(円貨)に交換のうえ支払われることとなった場合には、為替差損が生じ、元本割れが生じるリスクもあります。
- この預金への預け入れを円貨を預入通貨に交換することにより行った場合にも、為替相場の動向によっては、円貨ベースで元本割れが生じるリスクがあります。

満期時受取通貨の判定方法等について

- 満期時受取通貨の判定時における預入通貨(外貨)と相対通貨(円貨)との間の実勢為替レートが「特約設定レート」よりも円高であると当行が判断した場合、満期時にお客さまに支払われる元金および利息(税引後)の通貨は預入通貨(外貨)となります。一方、満期時受取通貨の判定時における預入通貨(外貨)と相対通貨(円貨)との間の実勢為替レートが「特約設定レート」と同値あるいはそれよりも円安であると当行が判断した場合には、満期時にお客さまに支払われる元金および利息(税引後)の通貨は相対通貨(円貨)となります。
- 「特約設定レート」の決定は、預入後に行われます。この預金にお申込み後に、預入通貨(外貨)と相対通貨(円貨)との間の実勢為替レートが急激に変動した場合には、お客さまにとって不利な「特約設定レート」が設定される可能性があります。
- 満期時受取通貨が預入通貨(外貨)となった場合には、この預金の元金および利息(税引後)は、満期時に預入通貨(外貨)のまま支払われます。この場合、お客さまは、満期時に支払われる元金および利息(税引後)が実勢為替レートより有利な「特約設定レート」により相対通貨(円貨)に交換することはできません。
- 満期時受取通貨が相対通貨(円貨)となった場合には、この預金の元金および利息(税引後)は、「特約設定レート」にて相対通貨(円貨)に交換のうえ、支払われます。この場合、お客さまは、実勢為替レートより不利な為替レートで相対通貨(円貨)を取得することになります。

中途解約について

この預金の中途解約について

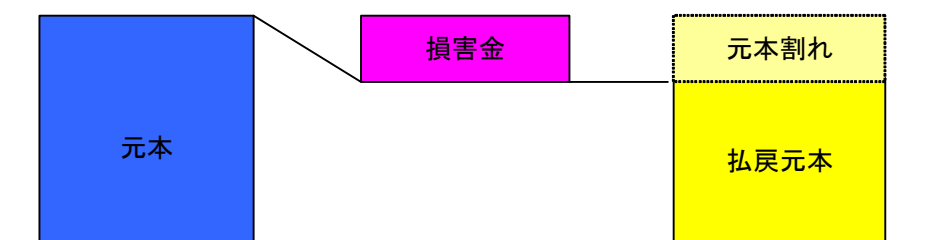
- この預金は、原則として中途解約できません。
- 当行は、この預金をお申し込みいただいたお客さまの資金を、一定期間、金融市場にて運用します。万一、一部のお客さまから中途解約のご依頼があり、当行がやむを得ないものと認めてこの預金の中途解約に応じる場合には、中途解約日から満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達(再構築)しなければなりません。中途解約日から満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達する際には、中途解約時点での市場価格で計算された費用(以下「再構築額」といいます。)が発生しますので、この預金を中途解約される場合には、お客さまにこの再構築額をご負担いただくことになります。また、中途解約日から満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達する際には、再構築額に加えて、再構築取引に伴う費用(以下、再構築額とあわせて「損害金」といいます。)も発生することがあります。この場合、かかる費用についても、中途解約されるお客さまにご負担いただくことになります。

中途解約時にお客さまにご負担いただく損害金の額について

- この預金の中途解約をされるお客さまにご負担いただく再構築額は、中途解約時における市場実勢により計算されますので、この預金のお申し込み時点において、確定的な再構築額をお客さまに提示することはできません。
- 再構築額の計算は、中途解約時における「預入通貨と相対通貨との間の為替レート」、「為替の変動性」、「中途解約日から満期日までの期間(残存期間)」に対応する預入通貨および相対通貨の市場金利」、「この預金の適用条件」、「当行の資金調達環境」などを要素として、主に「中途解約時の通貨オプションの価値」を評価することにより行われます。
- 再構築額は、当行が合理的と認める基準値を採用し、当行所定の計算方法により算出されますが、一般的に、中途解約時における実勢為替レートが預入通貨高になればなるほど、また、お預け入れからの経過期間が短いほど、お客さまにご負担いただく再構築額は高くなる傾向にあります。また、中途解約時の通貨オプションの価値は、預入通貨と相対通貨との間の為替レートが、預入通貨高(円でお預け入れの場合は円高)になればなるほど、また、為替の変動性が高くなればなるほど高くなりますので、お客さまにご負担いただく再構築額は高くなります。
- ご参考ですが、基準日現在における市場実勢によると、この預金への預け入れ直後にこの預金の中途解約をされた場合であっても、元本の5～10%程度の損害金をお客さまにご負担いただくことになると見込まれます(預入期間により異なりますが、一般的に預入期間が長いものほど、お客さまにご負担いただく損害金は高くなります。)。この預金を中途解約されるお客さまにご負担いただく損害金は、中途解約時の市場実勢に応じて変動しますので、中途解約時における実際の金融情勢によっては、上記以上の水準になる可能性もあります。

損害金イメージ図

このイメージ図は、損害金の考え方を一般的に説明する目的で作成されたものであり、イメージ図中の各項目の大きさが、実際の金額を正しく表現しているとは限りません。



[取扱銀行] 株式会社新生銀行
 東京都千代田区内幸町2-1-8
 [商品説明] 下記の事項をよくお読み頂き、十分ご理解のうえで、お申し込みください。

1	商品名	仕組預金二重通貨定期預金特約設定レート後決めタイプ(愛称: パワード定期)[外貨投資型-円タイプ]
2	商品の概要	・外貨で預け入れを行う二重通貨定期預金です。 ・二重通貨定期預金とは、「通貨オプション」が組み込まれた定期預金であり、この「通貨オプション」により、あらかじめ定められた一定の条件が満たされた場合、この預金の元金および利息(税引後)は相対通貨(円貨)に交換のうえ、支払われます。 ・お客さまは、この預金に組み込まれた「通貨オプション」により、満期時に支払われた元金および利息(税引後)をお客さまにとって不利な為替レートで相対通貨(円貨)に交換のうえ、受け取るリスクを負うことになりますが、その代わりに、同時期に当行のパワーフレックスの預入通貨(外貨)定期預金に同一期間預け入れた場合の利息を上回る可能性を期待できます。
3	販売対象	パワーフレックス口座をお持ちの個人のお客さま
4	取扱時間	店頭または新生パワーコール(テレフォンバンキング)では、当行の営業日の午後1時30分までのお申込は当日扱い、午後1時30分以降のお申込は翌営業日扱いのお預け入れとなります。 新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)では、当行の営業日の午後2時までのお申込は当日扱い、午後2時以降のお申込は翌営業日扱いのお預け入れとなります。 なお、この預金へのお申込みが翌営業日扱いとなる場合、当該翌営業日までの間、預入資金に利息はいっさい付利されませんのでご注意ください。
5	預入通貨	米ドル、ユーロ、豪ドルまたはニュージーランド・ドルの中からお選びいただけます。
6	預入期間	1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月または1年の中からお選びいただけます。自動継続のお取り扱いはございません。 なお、満期日は、原則として預入期間(月)に応じた、預入日の応当日とします。応当日が当行の休業日の場合または海外の関連外国為替市場が閉鎖されている日の場合は、その翌営業日を満期日とします。ただし、翌営業日が応当日の属する月の翌月となる場合には、応当日の前営業日を満期日とします。 また、預入日が月末日の場合または預入日の応当日が存在しない場合には、預入期間(月)に応じた、預入日の属する月の応当日の末日を満期日とします。末日が当行の休業日の場合または海外の関連外国為替市場が閉鎖されている日の場合は、その前営業日を満期日とします。
7	預入方法	一括預入。ただし、お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金または預入通貨普通預金からの振替入金に限ります。
8	最低預入金額・預入単位	店頭または新生パワーコール(テレフォンバンキング)による預入の場合 米ドル・ユーロ: 10,000基本通貨単位以上、1補助通貨単位 豪ドル・ニュージーランド・ドル: 15,000基本通貨単位以上、1補助通貨単位 新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)による預入の場合 米ドル・ユーロ: 7,000基本通貨単位以上、1補助通貨単位 豪ドル・ニュージーランド・ドル: 10,000基本通貨単位以上、1補助通貨単位
9	適用利率	預入時の約定利率を満期日まで適用します。 具体的な利率については、店頭または新生パワーコールなどにてお問い合わせください。
10	利息支払方法	満期日以降に一括して支払います。 下記15の特約判定により満期時受取通貨が預入通貨(外貨)となった場合、利息(税引後)は元金とともに、お客さまのパワーフレックス口座の預入通貨普通預金へ入金することにより支払います。一方、満期時受取通貨が相対通貨(円)となった場合は、利息(税引後)は元金とともに特約設定レートにて円貨に交換のうえ、お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金へ入金することにより支払います。
11	利息の計算方法	預入日から満期日の前日までの日数につき、付利単位を1補助通貨とした1年を365日とする日割計算とします。端数は四捨五入します。下記15の特約判定により満期時受取通貨が相対通貨(円)となった場合でも、利息は上記計算方法により一旦預入通貨で算出したうえで、税引後の利息金額を特約設定レートにて円貨に交換するものとします。
12	満期日以降の利息	満期日以降にお客さまのパワーフレックス口座の満期時受取通貨普通預金へ入金されたこの預金の払戻金にかかる利息は、当該通貨の普通預金利率を適用することにより計算されます。利払頻度、計算方法などについては、満期時受取通貨に応じて、パワーフレックス口座の円普通預金の商品説明書または外貨普通預金の契約締結前交付書面(兼外貨預金等書面)をご参照いただくか、または店頭もしくは新生パワーコールなどにてお問い合わせください。
13	相対通貨	円
14	特約設定レート	・満期時受取通貨を決定する基準となる預入通貨と相対通貨間の為替レートであり、かつ下記15の特約判定によりお客さまが満期時に元金および利息(税引後)を相対通貨で受け取られることとなった場合に適用される、預入通貨から相対通貨への換算レートです。預入日の東京時間午後3時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートをもとに当行が定める「基準レート」に当行所定の一定の幅を加えた形で決定されるものとし、お客さまにはお申込時において、この一定の幅のみを当行所定の選択肢の中からお選びいただけます。具体的なレートについては、店頭または新生パワーコールなどにてお問い合わせください。 ・「特約設定レート」の決定は、預入後に行われます。お申込み後に、預入通貨(外貨)と相対通貨(円貨)との間の実勢為替レートが急激に変動した場合には、お客さまにとって不利な「特約設定レート」が設定される可能性があります。
15	特約判定 (満期時受取元利金の通貨の決定)	原則としてこの預金の満期日の2営業日前の東京時間午後3時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートをもとに当行が、お客さまの満期時受取元利金の通貨を預入通貨または相対通貨のいずれにするかにつき判定します。この判定時の実勢為替レートが特約設定レートと同等あるいはそれよりも円安であると当行が判断した場合には、満期時受取通貨は相対通貨となります。一方、この判定時の実勢為替レートが特約設定レートよりも円高であると当行が判断した場合には、満期時受取通貨は預入通貨となります。
16	元金の払戻方法	満期日以降に一括して払い戻します。 特約判定により満期時受取通貨が預入通貨(外貨)となった場合は、元金は、お客さまのパワーフレックス口座の預入通貨普通預金へ入金することにより支払います。一方、満期時受取通貨が相対通貨(円貨)となった場合は、元金は特約設定レートにて円貨に交換のうえ、お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金へ入金することにより支払います。

17	外国為替予約	外国為替予約のお取り扱いはできません。
18	為替変動について のご注意	・満期時において、この預金の元金および利息(税引後)が預入通貨にて支払われる場合には、預入通貨ベースで元本割れは生じませんが、この預金の元金および利息(税引後)が相対通貨(円貨)にて支払われる場合には、お客さまにとって不利な為替レート(「特約設定レート」)でこの預金の元金および利息(税引後)が相対通貨(円貨)に交換されるリスクがあります。 ・満期時において、この預金の元金および利息(税引後)が相対通貨(円貨)に交換のうえ支払われることとなった場合には、為替差損が生じ、元本割れが生じるリスクがあります。 ・この預金への預け入れを円貨を預入通貨に交換することにより行った場合、為替相場の動向によっては、円貨ベースで元本割れが生じるリスクもあります。
19	中途解約の 取扱い	・この預金を中途解約することは原則としてできません。 ・当行がやむを得ないものと認め満期日前解約に応じる場合、元本金額から、満期前解約に伴い発生する解約日から満期日までのこの預金の再構築額およびそれに伴う費用を当行所定の計算により算出した金額を差し引いた残額を、お客さまのパワーフレックス口座の預入通貨普通預金へ入金します。この場合、元本割れが生じる可能性が高いです。 ・この預金の中途解約のお取り扱いについての詳細は、上記「中途解約について」をご参照ください。
20	為替手数料および 適用相場(為替レ ート)	・満期時受取通貨が外貨となり、これを円貨に交換する場合は、為替手数料を含む当行所定の買取為替レート(TTBレート)が適用されます。このため為替変動がなかった場合でも元本割れとなるリスクがあります。 ・満期時受取通貨が外貨となり、これを他の外貨に交換する場合(ただし、当行所定の外貨間取引対象通貨間の交換に限ります。)、為替手数料を含む当行所定の為替レートが適用されます。このため、為替変動がなかった場合でも元本割れとなるリスクがあります。 ・為替手数料の料率は通貨の組み合わせにより異なります。詳しくは、後記「外貨預金に関わる手数料等について」をご参照ください。また、店頭もしくは新生パワーコールなどでもお問い合わせいただけます。
21	その他手数料	預け入れ方法・引き出し方法によっては、別途手数料がかかることがあります。詳しくは、後記「外貨預金に関わる手数料等について」をご参照ください。また、店頭もしくは新生パワーコールなどでもお問い合わせいただけます。
22	税金の概要	利息： 源泉分離課税(国税15%、地方税5%)として課税されます。 為替差益： 雑所得として確定申告による総合課税の対象となります。 為替差損： 黒字の雑所得から控除することができます。 マル優： お取り扱いはできません。 詳しくは、お客さまご自身で公認会計士や税理士にご相談ください。
23	預金保険	預金保険の対象ではありません。 ただし、満期時受取通貨が相対通貨(円貨)となり、元金および利息(税引後)が相対通貨(円貨)に交換のうえ、お客さまのパワーフレックス口座の相対通貨(円)普通預金に入金された場合には、預金保険の保護対象となります。お客さまのパワーフレックス口座の相対通貨(円)普通預金は「決済用預金」ではありませんので、お客さまが当行にお預け入れの他の定額保護預金と合算して、元本1,000万円とその利息のみが保護されます。
24	付加できる特約事 項	ございません。
25	当座貸越サービス	パワーフレックス口座の当座貸越サービスの対象ではありません。
26	認定投資者保護団 体	この商品にかかる認定投資者保護団体は、全国銀行協会です。
27	その他参考となる 事項	・外貨預金の預け入れ方法・引き出し方法には制限がございます。詳しくは、後記「外貨預金に関わる手数料等について」をご参照ください。 ・相続や差押えなどにより、この預金が第三者に承継された場合でも、満期日前にこの預金が解約される場合には、上記19に準じて処理されます。この場合、この預金を承継された方に、満期前解約に伴い発生する解約日から満期日までのこの預金の再構築額およびそれに伴う費用をご負担いただくこととなりますので、元本金額から、満期前解約に伴い発生する解約日から満期日までのこの預金の再構築額およびそれに伴う費用を当行所定の計算により算出した金額を差し引いた残額が払い戻されることとなります。 ・必ず、余裕資金でお預け入れください。仮に、預入時以降にまとまった資金が必要となった場合でも、この預金にお預け入れの資金を充当する必要がない程度の十分な流動性が確保されていることをご確認のうえ、お申し込みください。
28	お問い合わせ先	店頭または下記までお問い合わせください。 新生パワーコール ☎0120-456-860

外貨預金に関わる手数料等について

(1)お預け入れ・お引き出し方法および手数料等

●お預け入れの場合

お預け入れ方法	手数料等
円現金でのお預け入れ	お取り扱いできません(この場合、お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金に入金したうえで、この預金に振り替えます。)
お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金からのお振替	- 円貨を外貨に交換する際には、為替手数料を含む当行所定の売渡為替レート(TTSレート)が適用されます。 - 売渡為替レート(TTSレート)には、為替手数料が含まれています。売渡為替レート(TTSレート)に含まれた具体的な為替手数料の金額については、下記をご参照ください。
外貨現金または外貨トラベラーズチェックでのお預け入れ	お取り扱いできません。
外貨小切手でのお預け入れ	米ドル建かつ支払場所が米国内のもののみ、米ドル普通預金に入金したうえで、この預金に振り替えることができます。ただし、この場合、額面に応じて、次の外貨建小切手取立手数料がかかります。 額面 5,000 米ドル以下の場合： 4,000 円 額面 5,000 米ドル超の場合： 5,000 円
お客さまのパワーフレックス口座の預入通貨以外の通貨の外貨預金からのお振替	- 当行所定の外貨間取引対象通貨間のお振替に限ります。 - 外貨を他の外貨に交換する際には、為替手数料を含む当行所定の為替レートが適用されます。為替レートに含まれた具体的な為替手数料の金額については、下記をご参照ください。
お客さまのパワーフレックス口座の預入通貨と同通貨の外貨預金からのお振替	手数料はかかりません。
到着した外貨送金でのお預け入れ	外貨普通預金に入金したうえで、この預金に振り替えます。手数料はかかりません。

●お引き出しの場合

(満期時受取通貨が預入通貨となり、パワーフレックス口座の預入通貨普通預金に入金されたこの預金の元金または利息(払戻金)を引き出す場合)

お引き出し方法	手数料等
円現金でのお引き出し 円普通預金へのお振替	- この預金の払戻金を外貨普通預金に入金したうえでのお取り扱いとなります。 - 外貨を円貨に交換する際には、為替手数料を含む当行所定の買取為替レート(TTBレート)が適用されます。 - 買取為替レート(TTBレート)には、為替手数料が含まれています。買取為替レート(TTBレート)に含まれた具体的な為替手数料の金額については、下記をご参照ください。
外貨現金または外貨トラベラーズチェックでのお引き出し	お取り扱いできません。
送金小切手でのお引き出し	この預金の払戻金を外貨普通預金に入金したうえでのお取り扱いとなります。この場合、発行手数料4,000円がかかります。
お客さまのパワーフレックス口座の預入通貨以外の通貨の外貨預金へのお振替	- この預金の払戻金を外貨普通預金に入金したうえでのお取り扱いとなります。 - 当行所定の外貨間取引対象通貨間のお振替に限ります。 - 外貨を他の外貨に交換する際には、為替手数料を含む

	当行所定の為替レートが適用されます。為替レートに含まれた具体的な為替手数料の金額については、下記をご参照ください。
お客さまのパワーフレックス口座の預入通貨と同通貨の外貨預金へのお振替	手数料はかかりません。
パワーフレックス口座の預入通貨と同通貨建ての投資信託購入代金へのお振替	- この預金の払戻金を外貨普通預金に入金したうえでの取り扱いとなります。 - 手数料はかかりません（なお、投資信託の設定にかかる手数料は別途必要となります。）。
外貨でのご送金に使用 ① 海外の金融機関向けのご送金 ② 国内の金融機関向けのご送金	この預金の払戻金を外貨普通預金に入金したうえでの取り扱いとなります。この場合の手数料は、次のとおりです。 ① 送金手数料：4,000円 ② 送金手数料：4,000円

(2) 為替手数料

●「円貨から外貨」および「外貨から円貨」への交換の場合

通貨	為替手数料 (1 基本通貨あたり・片道)
米ドル	1 円
ユーロ	1 円
豪ドル	1 円
ニュージーランド・ドル	1 円

●外貨間取引対象通貨から他の外貨間取引対象通貨に交換する場合

通貨組合せ		為替手数料	
ユーロ	英ポンド	1 ユーロにつき	0.01 英ポンド
ユーロ	豪ドル	1 ユーロにつき	0.02 豪ドル
ユーロ	ニュージーランド・ドル	1 ユーロにつき	0.02 ニュージーランド・ドル
ユーロ	米ドル	1 ユーロにつき	0.01 米ドル
ユーロ	カナダドル	1 ユーロにつき	0.02 カナダドル
英ポンド	豪ドル	1 英ポンドにつき	0.02 豪ドル
英ポンド	ニュージーランド・ドル	1 英ポンドにつき	0.02 ニュージーランド・ドル
英ポンド	米ドル	1 英ポンドにつき	0.02 米ドル
英ポンド	カナダドル	1 英ポンドにつき	0.02 カナダドル
豪ドル	ニュージーランド・ドル	1 豪ドルにつき	0.01 ニュージーランド・ドル
豪ドル	米ドル	1 豪ドルにつき	0.01 米ドル
豪ドル	カナダドル	1 豪ドルにつき	0.01 カナダドル
ニュージーランド・ドル	米ドル	1 ニュージーランド・ドルにつき	0.01 米ドル
ニュージーランド・ドル	カナダドル	1 ニュージーランド・ドルにつき	0.01 カナダドル
米ドル	カナダドル	1 米ドルにつき	0.01 カナダドル

※ 外国為替相場の急激な変動などの場合には、上表とは異なる為替手数料が適用される場合があります。

※ 為替手数料は、将来変更される可能性があります。

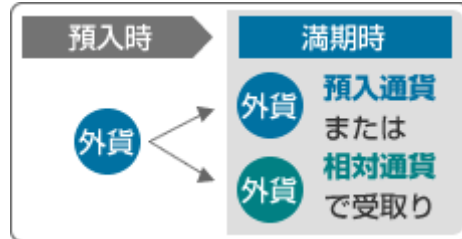
※ 上記手数料には消費税等はありません。

仕組預金 二重通貨定期預金 特約設定レート後決めタイプ＜愛称：パワード定期＞

(外貨投資型-外貨タイプ) 契約締結前交付書面

(この書面は、法令等に基づく契約締結前交付書面です。)

この書面をよくお読みください。



この預金の特性

『二重通貨定期預金』

- この預金は、外貨で預け入れを行う二重通貨定期預金です。
- 二重通貨定期預金とは、定期預金に「通貨オプション」が組み込まれた預金であり、この「通貨オプション」により、あらかじめ定められた一定の条件が満たされた場合には、この預金の元金および利息(税引後)は、「特約設定レート」で相対通貨に交換のうえ、支払われます。

『満期時の通貨』

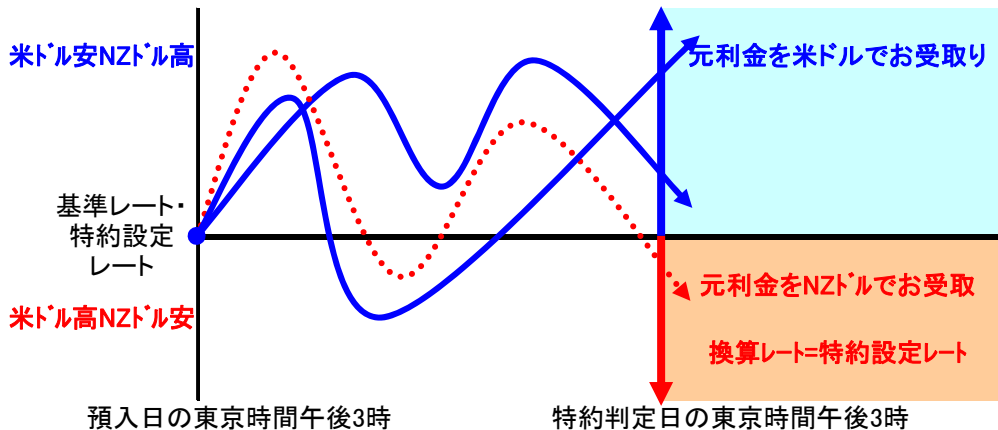
- この預金の元金および利息(税引後)を預入通貨で支払うか、または相対通貨で支払うかは、「特約設定レート」と「特約判定日」の東京時間午後 3 時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートをもとに、当行がこれを判定します。
- お客さまは、この預金に組み込まれた「通貨オプション」により、満期時に支払われた元金および利息(税引後)を、お客さまにとって不利な為替レートで相対通貨に交換のうえ、受け取るリスクを負うことになりますが、その代わりに、同時期に当行のパワーフレックスの預入通貨定期預金に同一期間預け入れた場合の利息を上回る可能性を期待できます。
- 預入通貨は、米ドル、ユーロ、豪ドルまたはニュージーランド・ドルの中から選びいただけます。ただし、預入通貨として米ドルを選択された場合には、相対通貨をユーロ、豪ドルまたはニュージーランド・ドルの中から選びいただくことができますが、預入通貨として米ドル以外の通貨をご選択された場合には、相対通貨は米ドルとなります。

商品イメージ図

このイメージ図は、一般的な商品概要の説明を目的として作成したもので、あくまで参考例です。

利回りを保証するものではありません。実際のお取引の際には、必ずお預入条件をご確認ください。

＜預入通貨が米ドル、相対通貨がニュージーランド・ドルの場合＞



- 基準レートは、預入日の東京時間午後3時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートをもとに当行が定めます。
- 特約判定日の東京時間午後3時における預入通貨と相対通貨の実勢為替レートが、特約設定レートより預入通貨安あるいは同値と当行が判断した場合、この預金の元利金(税引後)の受取通貨は預入通貨となり、特約設定レートより預入通貨高と当行が判断した場合、この預金の元利金(税引後)の受取通貨は相対通貨となり、特約設定レートで相対通貨に交換されます。

この預金の注意点

『為替リスク』

- 二重通貨定期預金には為替変動リスクがあります。預入時において、この預金の元金および利息(税引後)が満期時に預入通貨で支払われるか、または相対通貨で支払われるかは確定しておりません。満期時において、この預金の元金および利息(税引後)が預入通貨のまま支払われる場合には、預入通貨ベースで元本割れは生じませんが、この預金の元金および利息(税引後)が相対通貨にて支払われる場合には、お客さまにとって不利な為替レートでこの預金の元金および利息(税引後)が相対通貨に交換されるリスクがあります。
- 満期時において、この預金の元金および利息(税引後)が相対通貨に交換のうえ支払われることとなった場合には、為替差損が生じ、元本割れが生じるリスクもあります。
- この預金への預け入れを円貨を預入通貨に交換することにより行い、かつ、満期時に預入通貨または相対通貨で払い戻された元金を円貨に交換した場合、為替相場の動向によっては、円貨ベースで元本割れが生じるリスクがあります。

『中途解約リスク』

- この預金は、原則として中途解約できません。ただし、当行がやむを得ないものと認めて満期前にこの預金を解約することに応じる場合には、中途解約に伴う損害金をお客さまにご負担いただきます。お客さまにご負担いただく中途解約に伴う損害金の額は、中途解約時の市場実勢に応じて変動しますので、預入時点では確定していません。また、中途解約時の市場実勢によっては、この預金は、大きく元本割れする可能性があります。詳しくは、後記「中途解約について」をご参照ください。

『余裕資金のお願い』

- 必ず、余裕資金でお預け入れください。仮に、預入時以降にまとまった資金が必要となった場合でも、この預金にお預け入れの資金を充当する必要がない程度の十分な流動性が確保されていることをご確認のうえ、お申し込みください。

『外貨現金の取扱いについて』

- 外貨現金によるお預け入れ・お引き出しはできません。

手数料について

- 円貨から預け入れの場合は、預入元金が為替手数料を含む当行所定の売渡為替レート(TTSレート)で外貨に交換されます。また、払戻金を円貨に交換する場合には、為替手数料を含む当行所定の買取為替レート(TTBレート)が適用されます。このため、為替変動がなかった場合でも元本割れとなるリスクがあります。
- お客さまは、満期時に支払われたこの預金の元金および利息(税引後)を他の外貨に交換することができます(ただし、当行所定の外貨間取引対象通貨間の交換に限ります。)。この場合、為替手数料を含む当行所定の為替レートが適用されます。このため、為替変動がなかった場合でも元本割れとなるリスクがあります。
- 為替手数料の料率は通貨の組み合わせにより異なります。詳しくは、後記「外貨預金に関わる手数料等について」をご参照ください。

為替相場の変動による元本割れリスクについて

- 満期時において、この預金の元金および利息(税引後)が預入通貨にて支払われる場合には、預入通貨ベースで元本割れは生じませんが、この預金の元金および利息(税引後)が相対通貨にて支払われる場合には、お客さまにとって不利な為替レートでこの預金の元金および利息(税引後)が相対通貨に交換されるリスクがあります。
- 満期時において、この預金の元金および利息(税引後)が相対通貨に交換のうえ支払われることとなった場合には、為替差損が生じ、元本割れが生じるリスクもあります。
- この預金への預け入れを円貨を預入通貨に交換することにより行った場合にも、為替相場の動向によっては、円貨ベースで元本割れが生じるリスクがあります。

満期時受取通貨の判定方法・条件

- 満期時受取通貨の判定時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートが「特約設定レート」よりも預入通貨高であると当行が判断した場合、満期時にお客さまに支払われる元金および利息(税引後)の通貨は相対通貨となります。一方、満期時受取通貨の判定時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートが「特約設定レート」と同値あるいはそれよりも預入通貨安であると当行が判断した場合には、満期時にお客さまに支払われる元金および利息(税引後)の通貨は預入通貨となります。
- 「特約設定レート」の決定は、預入後に行われます。この預金にお申込み後に、預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートが急激に変動した場合には、お客さまにとって不利な「特約設定レート」が設定される可能性があります。
- 満期時受取通貨が預入通貨となった場合には、この預金の元金および利息(税引後)は、満期時に預入通貨のまま支払われます。この場合、お客さまは、満期時に支払われる元金および利息(税引後)が「特約設定レート」により相対通貨に交換されることによる為替差益を期待することはできません。
- 満期時受取通貨が相対通貨となった場合には、この預金の元金および利息(税引後)は、「特約設定レート」にて相対通貨に交換のうえ、支払われます。この場合、お客さまは、実勢為替レートより不利な為替レートで相対通貨を取得することになります。

中途解約について

この預金の中途解約について

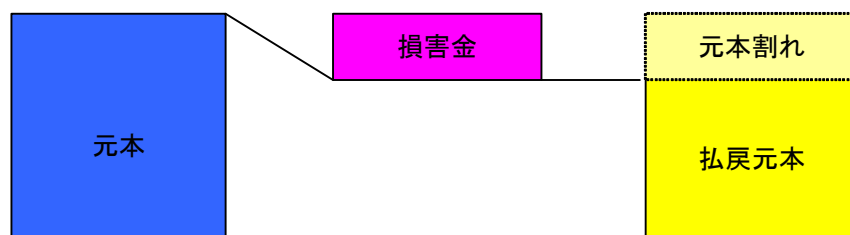
- この預金は、原則として中途解約できません。
- 当行は、この預金をお申し込みいただいたお客さまの資金を、一定期間、金融市場にて運用します。万一、一部のお客さまから中途解約のご依頼があり、当行がやむを得ないものと認めてこの預金の中途解約に応じる場合には、中途解約日から満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達(再構築)しなければなりません。中途解約日から満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達する際には、中途解約時点での市場価格で計算された費用(以下「再構築額」といいます。)が発生しますので、この預金を中途解約される場合には、お客さまにこの再構築額をご負担いただくことになります。また、中途解約日から満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達する際には、再構築額に加えて、再構築取引に伴う費用(以下、再構築額とあわせて「損害金」といいます。)も発生することがあります。この場合、かかる費用についても、中途解約されるお客さまにご負担いただくことになります。

中途解約時にお客さまにご負担いただく損害金の額について

- この預金の中途解約をされるお客さまにご負担いただく再構築額は、中途解約時における市場実勢により計算されますので、この預金のお申し込み時点において、確定的な再構築額をお客さまに提示することはできません。
- 再構築額の計算は、中途解約時における「預入通貨と相対通貨との間の為替レート」、「為替の変動性」、「中途解約日から満期日までの期間(残存期間)」に対応する預入通貨および相対通貨の市場金利、「この預金の適用条件」、「当行の資金調達環境」などを要素として、主に「中途解約時の通貨オプションの価値」を評価することにより行われます。
- 再構築額は、当行が合理的と認める基準値を採用し、当行所定の計算方法により算出されますが、一般的に、中途解約時における実勢為替レートが預入通貨高になればなるほど、また、お預け入れからの経過期間が短いほど、お客さまにご負担いただく再構築額は高くなる傾向にあります。また、中途解約時の通貨オプションの価値は、預入通貨と相対通貨との間の為替レートが、預入通貨高になればなるほど、また、為替の変動性が高くなればなるほど高くなりますので、お客さまにご負担いただく再構築額は高くなります。
- ご参考ですが、基準日現在における市場実勢によると、この預金への預け入れ直後にこの預金の中途解約をされた場合であっても、元本の 5～10%程度の損害金をお客さまにご負担いただくことになると見込まれます(預入期間により異なりますが、一般的に預入期間が長いものほど、お客さまにご負担いただく損害金は高くなります。)。この預金を中途解約されるお客さまにご負担いただく損害金は、中途解約時の市場実勢に応じて変動しますので、中途解約時における実際の金融情勢によっては、上記以上の水準になる可能性もあります。

損害金イメージ図

このイメージ図は、損害金の考え方を一般的に説明する目的で作成されたものであり、イメージ図中の各項目の大きさが、実際の金額を正しく表現しているとは限りません。



[取扱銀行] 株式会社新生銀行
東京都千代田区内幸町2-1-8

[商品説明] 下記の事項をよくお読み頂き、十分ご理解のうえで、お申し込みください。

1	商品名	仕組預金二重通貨定期預金特約設定レート後決めタイプ(愛称: パワード定期)[外貨投資型-外貨タイプ]
2	商品の概要	・この預金は、外貨で預け入れを行う二重通貨定期預金です。 ・二重通貨定期預金とは、定期預金に「通貨オプション」が組み込まれた預金であり、この「通貨オプション」により、あらかじめ定められた一定の条件が満たされた場合には、この預金の元金および利息(税引後)は、相対通貨に交換のうえ、支払われます。 ・お客さまは、この預金に組み込まれた「通貨オプション」により、満期時に支払われた元金および利息(税引後)を、お客さまにとって不利な為替レートで相対通貨に交換のうえ、受け取るリスクを負うことになりますが、その代わりに、同時期に当行のパワーフレックスの預入通貨定期預金に同一期間預け入れた場合の利息を上回る可能性を期待できます。
3	販売対象	パワーフレックス口座をお持ちの個人のお客さま
4	取扱時間	店頭または新生パワーコール(テレフォンバンキング)では、当行の営業日の午後1時30分までのお申込は当日扱い、午後1時30分以降のお申込は翌営業日扱いのお預け入れとなります。 新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)では、当行の営業日の午後2時までのお申込は当日扱い、午後2時以降のお申込は翌営業日扱いのお預け入れとなります。 なお、この預金へのお申込みが翌営業日扱いとなる場合、当該翌営業日までの間、預入資金に利息はいっさい付利されませんのでご注意ください。
5	預入通貨	米ドル、ユーロ、豪ドルまたはニュージーランド・ドルの中からお選びいただきます。
6	預入期間	1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月または1年の中からお選びいただきます。自動継続のお取扱いはございません。 なお、満期日は、原則として預入期間(月)に応じた、預入日の応当日とします。応当日が当行の休業日の場合または海外の関連外国為替市場が閉鎖されている日の場合は、その翌営業日を満期日とします。ただし、翌営業日が応当日の属する月の翌月となる場合には、応当日の前営業日を満期日とします。 また、預入日が月末日の場合または預入日の応当日が存在しない場合には、預入期間(月)に応じた、預入日の属する月の応当月の末日を満期日とします。末日が当行の休業日の場合または海外の関連外国為替市場が閉鎖されている日の場合は、その前営業日を満期日とします。
7	預入方法	一括預入。ただし、お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金または預入通貨普通預金からの振替入金に限ります。
8	最低預入金額・預入単位	店頭または新生パワーコール(テレフォンバンキング)による預入の場合 米ドル・ユーロ: 10,000基本通貨単位以上、1補助通貨単位 豪ドル・ニュージーランドドル: 15,000基本通貨単位以上、1補助通貨単位 新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)による預入の場合 米ドル・ユーロ: 7,000基本通貨単位以上、1補助通貨単位 豪ドル・ニュージーランドドル: 10,000基本通貨単位以上、1補助通貨単位
9	適用利率	預入時の約定利率を満期日まで適用します。 具体的な利率については、店頭または新生パワーコールなどにてお問い合わせください。
10	利息支払方法	満期日以降に一括して支払います。 下記15の特約判定により満期時受取通貨が預入通貨となった場合、利息(税引後)は元金とともに、お客さまのパワーフレックス口座の預入通貨普通預金へ入金することにより支払います。一方、満期時受取通貨が相対通貨となった場合は、利息(税引後)は元金とともに特約設定レートにて相対通貨に交換のうえ、お客さまのパワーフレックス口座の相対通貨普通預金へ入金することにより支払います。
11	利息の計算方法	預入日から満期日の前日までの日数につき、付利単位を1補助通貨とした1年を365日とする日割計算とします。端数は四捨五入します。下記15の特約判定により満期時受取通貨が相対通貨となった場合でも、利息は上記計算方法により一旦預入通貨で算出したうえで、税引後の利息金額を特約設定レートにて相対通貨に交換するものとします。
12	満期日以降の利息	満期日以降にお客さまのパワーフレックス口座の満期時受取通貨普通預金へ入金されたこの預金の払戻金にかかる利息(税引後)は、当該通貨の普通預金利率を適用することにより計算されます。利払頻度、計算方法などについては、パワーフレックス口座の外貨普通預金の契約締結前交付書面(兼外貨預金等書面)をご参照いただくか、または店頭もしくは新生パワーコールなどにてお問い合わせください。
13	相対通貨	預入通貨が米ドルの場合、ユーロ、豪ドルまたはニュージーランド・ドルの中からお選びいただきます。 預入通貨がユーロ、豪ドルまたはニュージーランド・ドルの場合は、米ドルのみとなります。
14	特約設定レート	・満期時受取通貨を決定する基準となる預入通貨と相対通貨間の為替レートであり、かつ下記15の特約判定によりお客さまが満期時に元金および利息(税引後)を相対通貨で受け取られることとなった場合に適用される、預入通貨から相対通貨への換算レートです。預入日の東京時間午後3時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートをもとに当行が定める「基準レート」に当行所定の一定の幅を加えた形で決定されるものとし、お客さまにはお申込時において、この一定の幅のみを当行所定の選択肢の中からお選びいただきます。具体的なレートについては、店頭または新生パワーコールなどにてお問い合わせください。

	・「特約設定レート」の決定は、預入後に行われます。お申込み後に、預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートが急激に変動した場合には、お客さまにとって不利な「特約設定レート」が設定される可能性があります。
15 特約判定 (満期時受取 元利金の 通貨の決定)	原則としてこの預金の満期日の2営業日前の東京時間午後3時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートをもとに当行が、お客さまの満期時受取元利金の通貨を預入通貨または相対通貨のいずれにするかにつき判定します。この判定時の実勢為替レートが特約設定レートと同値あるいはそれよりも預入通貨安であると当行が判断した場合には、満期時受取通貨は預入通貨となります。一方、この判定時の実勢為替レートが特約設定レートよりも預入通貨高であると当行が判断した場合には、満期時受取通貨は相対通貨となります。
16 元金の払戻方法	満期日以降に一括して払い戻します。 特約判定により満期時受取通貨が預入通貨となった場合、元金は、お客さまのパワーフレックス口座の預入通貨普通預金へ入金することにより支払います。一方、満期時受取通貨が相対通貨となった場合は、元金は特約設定レートにて相対通貨に交換のうえ、お客さまのパワーフレックス口座の相対通貨普通預金へ入金することにより支払います。
17 外国為替予約	外国為替予約のお取り扱いはできません。
18 為替変動について のご注意	・満期時において、この預金の元金および利息(税引後)が預入通貨にて支払われる場合には、預入通貨ベースで元本割れは生じませんが、この預金の元金および利息(税引後)が相対通貨にて支払われる場合には、お客さまにとって不利な為替レート(「特約設定レート」)でこの預金の元金および利息(税引後)が相対通貨に交換されるリスクがあります。 ・満期時において、この預金の元金および利息(税引後)が相対通貨に交換のうえ支払われることとなった場合には、為替差損が生じ、元本割れが生じるリスクがあります。 ・この預金への預け入れを円貨を預入通貨に交換することにより行った場合、為替相場の動向によっては、円貨ベースで元本割れが生じるリスクもあります。
19 中途解約の 取扱い	・この預金を中途解約することは原則としてできません。 ・当行がやむを得ないものと認め満期日前解約に応じる場合、元本金額から、満期前解約に伴い発生する解約日から満期日までのこの預金の再構築額およびそれに伴う費用を当行所定の計算により算出した金額を差し引いた残額を、お客さまのパワーフレックス口座の預入通貨普通預金へ入金します。この場合、元本割れが生じる可能性が高いです。 ・この預金の中途解約のお取り扱いについての詳細は、上記「中途解約について」をご参照ください。
20 為替手数料および適用相場(為 替レート)	・満期時払戻金を円貨に交換する場合は、為替手数料を含む当行所定の買取為替レート(TTBレート)が適用されます。このため為替変動がなかった場合でも元本割れとなるリスクがあります。 ・満期時払戻金を他の外貨に交換する場合(ただし、当行所定の外貨間取引対象通貨間の交換に限ります。)、為替手数料を含む当行所定の為替レートが適用されます。このため、為替変動がなかった場合でも元本割れとなるリスクがあります。 ・為替手数料の料率は通貨の組み合わせにより異なります。詳しくは、後記「外貨預金に関わる手数料等について」をご参照ください。また、店頭もしくは新生パワーコールなどでもお問い合わせいただけます。
21 その他手数料	預け入れ方法・引き出し方法によっては、別途手数料がかかることがあります。詳しくは、後記「外貨預金に関わる手数料等について」をご参照ください。また、店頭もしくは新生パワーコールなどでもお問い合わせいただけます。
22 税金の概要	利息: 源泉分離課税(国税15%、地方税5%)として課税されます。 為替差益: 雑所得として確定申告による総合課税の対象となります。 為替差損: 黒字の雑所得から控除することができます。 マル優: お取り扱いはできません。 詳しくは、お客さまご自身で公認会計士や税理士にご相談ください。
23 預金保険	預金保険の対象ではありません。
24 当座貸越サービ ス	パワーフレックス口座の当座貸越サービスの対象ではありません。
25 付加できる特約 事項	ございません。
26 認定投資者保護 団体	この商品にかかる認定投資者保護団体は、全国銀行協会です。
27 その他参考とな る事項	・外貨預金の預け入れ方法・引き出し方法には制限がございます。詳しくは、後記「外貨預金に関わる手数料等について」をご参照ください。 ・相続や差押えなどにより、この預金が第三者に承継された場合でも、満期日前にこの預金が解約される場合には、上記19に準じて処理されます。この場合、この預金を承継された方に、満期前解約に伴い発生する解約日から満期日までのこの預金の再構築額およびそれに伴う費用をご負担いただくこととなりますので、元本金額から、満期前解約に伴い発生する解約日から満期日までのこの預金の再構築額およびそれに伴う費用を当行所定の計算により算出した金額を差し引いた残額が払い戻されることとなります。 ・必ず、お客さまが選択された預入期間中は使う予定のない、余裕資金でお預け入れください。仮に、預入時以降にお客さまの経済事情が変化し、まとまった資金が必要となった場合でも、この預金に預け入れの資金を満期日ま

	で引き出せなくとも十分な流動性が確保されていることをご確認のうえ、お申し込みください。
28 お問い合わせ先	店頭または下記までお問い合わせください。 新生パワーコール ☎0120-456-860

外貨預金に関わる手数料等について

(1)お預け入れ・お引き出し方法および手数料等

●お預け入れの場合

お預け入れ方法	手数料等
円現金でのお預け入れ	お取り扱いできません(この場合、お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金に入金したうえで、この預金に振り替えます。)
お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金からのお振替	- 円貨を外貨に交換する際には、為替手数料を含む当行所定の売渡為替レート(TTSレート)が適用されます。 - 売渡為替レート(TTSレート)には、為替手数料が含まれています。売渡為替レート(TTSレート)に含まれた具体的な為替手数料の金額については、下記をご参照ください。
外貨現金または外貨トラベラーズチェックでのお預け入れ	お取り扱いできません。
外貨小切手でのお預け入れ	米ドル建かつ支払場所が米国内のもののみ、米ドル普通預金に入金したうえで、この預金に振り替えることができます。ただし、この場合、額面に応じて、次の外貨建小切手取立手数料がかかります。 額面 5,000 米ドル以下の場合: 4,000 円 額面 5,000 米ドル超の場合: 5,000 円
お客さまのパワーフレックス口座の預入通貨以外の通貨の外貨預金からのお振替	- 当行所定の外貨間取引対象通貨間のお振替に限ります。 - 外貨を他の外貨に交換する際には、為替手数料を含む当行所定の為替レートが適用されます。為替レートに含まれた具体的な為替手数料の金額については、下記をご参照ください。
パワーフレックス口座の預入通貨と同通貨の外貨預金からのお振替	手数料はかかりません。
到着した外貨送金でのお預け入れ	外貨普通預金に入金したうえで、この預金に振り替えます。手数料はかかりません。

●お引き出しの場合

(パワーフレックス口座の外貨普通預金に入金されたこの預金の元金または利息(払戻金)を引き出す場合)

お引き出し方法	手数料等
円現金でのお引き出し 円普通預金へのお振替	- この預金の払戻金を外貨普通預金に入金したうえでのお取り扱いとなります。 - 外貨を円貨に交換する際には、為替手数料を含む当行所定の買取為替レート(TTBレート)が適用されます。 - 買取為替レート(TTBレート)には、為替手数料が含まれています。買取為替レート(TTBレート)に含まれた具体的な為替手数料の金額については、下記をご参照ください。
外貨現金または外貨トラベラーズチェックでのお引き出し	お取り扱いできません。
送金小切手でのお引き出し	この預金の払戻金を外貨普通預金に入金したうえでの

	お取り扱いとなります。この場合、発行手数料4,000円がかかります。
お客さまのパワーフレックス口座の預入通貨以外の通貨の外貨預金へのお振替	- この預金の払戻金を外貨普通預金に入金したうえでの取り扱いとなります。 - 当行所定の外貨間取引対象通貨間のお振替に限ります。 - 外貨を他の外貨に交換する際には、為替手数料を含む当行所定の為替レートが適用されます。為替レートに含まれた具体的な為替手数料の金額については、下記をご参照ください。
お客さまのパワーフレックス口座の預入通貨と同通貨の外貨預金へのお振替	手数料はかかりません。
パワーフレックス口座の預入通貨と同通貨建ての投資信託購入代金へのお振替	- この預金の払戻金を外貨普通預金に入金したうえでの取り扱いとなります。 - 手数料はかかりません(なお、投資信託の設定にかかる手数料は別途必要となります。)
外貨でのご送金に使用 ① 海外の金融機関向けのご送金 ② 国内の金融機関向けのご送金	この預金の払戻金を外貨普通預金に入金したうえでの取り扱いとなります。この場合の手数料は、次のとおりです。 ① 送金手数料: 4,000円 ② 送金手数料: 4,000円

(2) 為替手数料

●「円貨から外貨」および「外貨から円貨」への交換の場合

通貨	為替手数料 (1 基本通貨あたり・片道)
米ドル	1 円
ユーロ	1 円
豪ドル	1 円
ニュージーランド・ドル	1 円

●外貨間取引対象通貨から他の外貨間取引対象通貨に交換する場合

通貨組合せ		為替手数料	
ユーロ	英ポンド	1 ユーロにつき	0.01 英ポンド
ユーロ	豪ドル	1 ユーロにつき	0.02 豪ドル
ユーロ	ニュージーランド・ドル	1 ユーロにつき	0.02 ニュージーランド・ドル
ユーロ	米ドル	1 ユーロにつき	0.01 米ドル
ユーロ	カナダドル	1 ユーロにつき	0.02 カナダドル
英ポンド	豪ドル	1 英ポンドにつき	0.02 豪ドル
英ポンド	ニュージーランド・ドル	1 英ポンドにつき	0.02 ニュージーランド・ドル
英ポンド	米ドル	1 英ポンドにつき	0.02 米ドル
英ポンド	カナダドル	1 英ポンドにつき	0.02 カナダドル
豪ドル	ニュージーランド・ドル	1 豪ドルにつき	0.01 ニュージーランド・ドル
豪ドル	米ドル	1 豪ドルにつき	0.01 米ドル
豪ドル	カナダドル	1 豪ドルにつき	0.01 カナダドル
ニュージーランド・ドル	米ドル	1 ニュージーランド・ドルにつき	0.01 米ドル
ニュージーランド・ドル	カナダドル	1 ニュージーランド・ドルにつき	0.01 カナダドル
米ドル	カナダドル	1 米ドルにつき	0.01 カナダドル

※ 外国為替相場の急激な変動などの場合には、上表とは異なる為替手数料が適用される場合があります。

※ 為替手数料は、将来変更される可能性があります。

※ 上記手数料には消費税等はかかりません。